

## 工業用水道に係るコンセッション事業の按分率について

### 【有明工業用水道】

| 適用年月日              |             | 按分率          | 按分率増減        | 増減理由等              |
|--------------------|-------------|--------------|--------------|--------------------|
| 令和3年(2021年)        | 4月1日        | 30.8%        | -            | コンセッション事業開始        |
|                    | 5月1日        | 30.7%        | -0.1%        | ユーザー企業の使用水量増加      |
| 令和4年(2022年)        | 4月1日        | 32.4%        | +1.7%        | ユーザー企業の使用水量減少      |
|                    | 4月1日        | 33.8%        | +1.4%        | 物価上昇               |
|                    | 7月1日        | 33.9%        | +0.1%        | ユーザー企業の使用水量減少      |
| <b>令和5年(2023年)</b> | <b>4月1日</b> | <b>36.7%</b> | <b>+2.8%</b> | <b>物価上昇 (今回改定)</b> |

### 【八代工業用水道】

| 適用年月日              |             | 按分率           | 按分率増減        | 増減理由等              |
|--------------------|-------------|---------------|--------------|--------------------|
| 令和3年(2021年)        | 4月1日        | 100.0%        | -            | コンセッション事業開始        |
| 令和4年(2022年)        | 4月1日        | 104.9%        | +4.9%        | 物価上昇               |
| <b>令和5年(2023年)</b> | <b>4月1日</b> | <b>112.8%</b> | <b>+7.9%</b> | <b>物価上昇 (今回改定)</b> |

- ・「コンセッション」とは、利用料金の徴収を行う公共施設の所有権を公共が有したまま、当該施設の運営権を民間事業者に設定する制度。本県企業局では、令和3年度から有明、八代の両工業用水道事業に本制度を導入し、運営権者として「ウォーターサークルくまもと株式会社」と20年間の実施契約を締結。
- ・コンセッション事業においては、ユーザー企業から收受する工業用水道料金を施設所有者である県企業局と運営権者間で分配することとなるが、運営権者が收受する料金の割合を「按分率」とし、有明及び八代の両工業用水についてそれぞれ設定している。
- ・「按分率」は、運営権者による維持管理や更新事業に必要な費用及び料金収入の規模等を踏まえて設定しており、物価変動や企業の使用水量の増減等に応じて随時改定を実施。物価変動については、物価指標の変動に応じて改定を行うほか、使用水量の増減については、運営権者の営業努力等も加味して改定を行っている。